

公益財団法人神奈川県消防協会表彰規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人神奈川県消防協会定款施行細則（以下「細則」という。）に定める表彰について必要な事項を定めるものとする。

(表彰の基準)

第2条 細則第2条第1項第1号の表彰旗及び竿頭綬は、次の各号のいずれかに該当する消防団に対して授与する。

(1) 表彰旗

ア 規律厳正にして技能熟達し、かつ各般の施設の充実を図り、平素から消防の使命達成に努め、その成績抜群で他の模範であるもの

イ 消防の活動現場において功労が抜群で他の模範であるもの

(2) 竿頭綬

ア 規律厳正にして技能熟達し、かつ機械器具の設備改善を図り他の模範であるもの

イ 消防の活動現場において功労が顕著で他の模範であるもの

第3条 細則第2条第1項第2号の功績章、功労章、勤続章及び精勤章は、次の各号のいずれかに該当する消防団員に授与する。この場合、精勤章を除き、表彰状をあわせて授与する。

(1) 功績章

ア その地方の消防に画期的刷新を図り、地方の名望を一身に受ける者

イ 永年にわたり勤務に勉励し、技能の熟達に努め、かつ平素から率先垂範して消防の使命に精励しその功績が顕著であると認められる者

(2) 功労章

消防の現場において危険を冒して職務を執行し、その功労が抜群で他の模範である者

(3) 勤続章

ア 20年以上勤務し、率先垂範して勤務に精励しその成績が優秀な者

イ 50年以上勤務し、率先垂範して勤務に精励しその成績が優秀な者

(4) 精勤章

5年勤続、10年勤続、または20年勤続した者で、職務に精励し消防の使命達成に努力した者

(制式等)

第4条 表彰旗、竿頭綬、功績章、功労章、勤続章及び精勤章の制式並びに表彰状の様式は、会長が別に定める。

(表彰の具申)

第5条 この規程による表彰は、別記各様式により当該表彰に該当する消防団及び消防団員の消防団長が会長に具申するものとする。

2 細則第2条第2項に規定する表彰は、当該表彰事由の発生した地域を受け持つ消防団長が会長に具申するものとする。

(勤続年数の加算)

第6条 この規程に規定する消防団員の勤続年数については、警防団及び消防団の勤続年数を加算するものとする。

附 則

1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。

2 本規程の施行日前に生じた事案については、前法人である財団法人神奈川県消防協会表彰規程の定めるところによる。